

仕 様 書

1 業務名

全国消費生活情報ネットワークシステム利用に係るネットワーク構築及び運用・保守業務

2 委託期間

契約締結の日から令和13年3月31日まで

3 履行場所

広島市消費生活センター（広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階）

4 業務の目的

全国消費生活情報ネットワークシステム（以下「次期PIO-NET」という。）の利用に当たり、新たにセキュアなネットワーク回線を構築し、必要なネットワークの運用保守を行う。

5 業務の内容

(1) 対象範囲

インターネット回線に接続するセキュリティ機器の構築・保守及びネットワーク機器・LANの調達を対象範囲とする。

なお、ネットワークのLAN上に設置するPCはwindows端末で最大20台の予定であり、インターネット回線とwindows端末は発注者が別途用意するものとする。

ただし、以下に定める事項については保守の対象外とする。

- ① 利用者における故意・重過失による破損、故障、紛失
- ② 地震、津波、噴火等による破損、故障
- ③ 機器製造箇所発行の取扱説明書に基づかない使用により生じた損害
- ④ 受注者の指定するもの以外による改造、修理、分解、加工等に起因する損害

(2) 要件

① セキュリティ機器要件

ア 基本仕様

LAN上に設置するPCとインターネット回線との通信で、下記の通信制御、セキュリティ対策を行うこと。

また、冗長化されたインターネット回線を調達する予定のため、これに接続するとともに、セキュリティ機器は冗長化もしくは二重化すること。

なお、インターネット回線は本市が別途調達する。当該回線は光回線とし、回線速度は上り下りとも1Gbps以上(ベストエフォート)とする予定である。

(ア) ISMAP クラウドサービスリストに掲載されたサーバ上に構築される次期PIO-NETに接続できること。

(イ) 次期PIO-NETの他、本市が指定するWebページをセキュアな環境で閲覧できること。

(ウ) (ア)、(イ)以外への通信は禁止等の制御ができること。

(エ) 次のセキュリティ対策を行うこと。

セキュリティ対策の区分		機能・機器	主な要件
ゲートウェイ対策	ファイアウォール	通信内容を検査し通信制御が可能なこと。	
	IDS／IPS	シグネチャとのマッチングなど、通信内容を検査して不正な通信の検知・遮断が可能なこと。	
	マルウェア対策	通信内容を監視し、マルウェア等の不正プログラムの検知・遮断が可能なこと（未知の脅威を遮断する機能を含む。）。	
	通信の復号対応	暗号化された通信やファイルを複合し、不正な通信内容の検知・遮断が可能なこと。	
	URL フィルタ	ブラックリスト方式及びホワイトリスト方式により、不正な IP アドレス及び URL の接続を遮断可能なこと。 カテゴリベースの URL フィルタリングを使用する際に、単一のカテゴリではなく複数のカテゴリによって制御することが可能であること。	
	DNS セキュリティ	悪意のある DNS サイトの名前解決要求に対して、遮断できること。	
エンドポイント対策	EDR	エンドポイントでの不審な挙動やその他の問題の検出し、異常を通知が可能なこと。 EDR は発注者が別途調達する端末にインストールすること。	
	EDR 監視/運用	エンドポイントでの挙動やその他の問題の検出、調査及びセキュリティインシデント発生時の一次対応に必要なセキュリティの問合せ窓口を提供すること。	
セキュリティ機器の脆弱性対応			利用内容に応じて適用が必要なパッチを選定し、随時適用すること

(オ) セキュリティ機器は鍵付きのラックに収納すること。

また、インターネット回線用ルータも収納できること。

② ネットワーク機器・LAN

ア 基本仕様

(ア) ネットワーク機器と LAN ケーブルを施設し、PC 20 台からセキュリティ機器を通じてインターネットに接続できる環境を整備すること。ネットワーク機器等の設置場所は、別添「消費生活センター事務室図面」を参照。

(イ) LAN ケーブルはモール等で保護すること。

(ウ) ネットワーク機器は、設置するもののほか、予備機を2台用意すること。

③ 構築期日

令和8年3月31日

(3) 監視体制

セキュリティ機器を ping 等で死活監視し、故障が検知された場合は発注者に報告を行うこと。

(4) 保守体制

本契約締結後、セキュリティ機器の故障等が発生した場合の対応連絡を受けるために、連絡窓口及び操作等の問合せ窓口を設けること。窓口は、電話により受付を可能とすること。データ通信に不具合が生じた場合、セキュリティ機器の問合せは、受注者が窓口となること。

① 故障・障害等の問合せ対応時間

項目	要件
セキュリティ機器	電話受付：24時間365日

② 故障・障害等対応内容

項目	要件
セキュリティ機器	1時間以内に故障対応を開始及び4時間以内に復旧を目指すこと

なお、広島市消費生活センターの開館日時は以下のとおりのため、現地での故障・障害対応等は原則開館時間内に行い、入館については発注者の指示に従うこと。

開館日時	月曜、水曜、木曜、金曜及び土曜の 10:00～18:00 ※ 祝日・休日及び年末年始（12/29～1/3）は除く
------	---

③ 故障切り分け作業

回線が不通となった場合、受注者が提供する機器か、別の要因であるかを1時間以内に切り分ける作業に協力すること。

また、回線の復旧に向け、必要な調整を行うこと。

(5) 保守内容

設置するセキュリティ機器については製品の製造メーカまたは販売代理店が提供する保守ライセンス（24時間365日）を提供すること。

6 実施報告

委託業務実施報告書は、毎年度3月31日までに提出するものとする。

7 その他

- (1) 受注者は、回線及びインターネットサービスプロバイダの契約のため必要な調整を行うこと。
- (2) 業務の詳細事項及び進め方における協議は、発注者及び受注者いずれかの要請により、その都度行うものとする。なお、受注者はその都度協議録を作成し、本市に提出すること。
- (3) 本業務を実施するための作業環境及び資料作成に必要な経費は、受注者が負担すること。
- (4) 本業務を実施する上で取扱上判断がつかない案件が生じた場合の対応について、受注者は独善的に作業を進めることなく、適宜発注者に判断を仰ぐこと。

- (5) 本業務に係るネットワーク及び各種サーバの設定情報等は、その取扱に十分注意するとともに、本業務で知り得た情報を第三者に漏らさないこと。
- (6) 契約を履行する上で知り得た個人情報に関しては、次の事項を遵守するとともに、広島市情報セキュリティポリシーに従い適正に取り扱うこと。
- (7) 受注者は、本業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。
- (8) 本業務の従事者は、契約の履行に際して知り得た本市の情報を、契約の存続期間はもちろん、契約の終了後及び解除後においても第三者に漏らしてはならない。
- (9) 受注者は、広島市情報セキュリティポリシーの内容に従事者に周知徹底させなければならない。

8 特記事項

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者が協議の上定めるものとする。

●消費生活センター事務室図面

